

貸借対照表

第25期 平成24年 3月31日 現在

株式会社北陸電力リビングサービス

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,923,246	流動負債	630,005
現金および預金	25,693	買掛金	276,666
売掛金	466,378	リース債務	3,627
リース債権	210	未払金	4,746
リース投資資産	2,269	未払費用	243,917
商 品	535	未払法人税等	37,052
貯 蔵 品	9,910	前 受 金	27,834
前 払 費 用	104	預 り 金	9,254
繰延税金資産	90,678	そ の 他	26,906
短期貸付金	1,326,859		
そ の 他	785		
貸倒引当金	△180		
固定資産	279,645	固定負債	115,284
有形固定資産	122,491	リース債務	19,150
建 物	94,495	退職給付引当金	96,134
構 築 物	6,990		
備 品	15,232		
リース資産	5,773		
無形固定資産	4,109	負債合計	745,290
電話加入権	4,109	(純資産の部)	
投資その他の資産	153,043	株主資本	1,457,601
投資有価証券	20,000	資 本 金	50,000
リース債権	134	利 益 剰 余 金	1,407,601
リース投資資産	14,397	利 益 準 備 金	8,276
長期前払費用	67	その他利益剰余金	1,399,325
繰延税金資産	64,093	繰越利益剰余金	1,399,325
そ の 他	54,351		
貸倒引当金	△1	純資産合計	1,457,601
資産合計	2,202,891	負債・純資産合計	2,202,891

(注記等)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券は、時価のない其他有価証券のみで、移動平均法による原価法によっている。
- ② たな卸資産は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …… 定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっている。
- ② リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものについては、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額の100%を計上している。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① リース取引の処理方法…リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ② 消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっている。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 500 株

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成24年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり附議する。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 73,371 千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たりの配当額 | 146 千円 |
| ④ 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成24年6月29日 |

3. 当期純損益金額

当期純利益 146,743千円

4. その他の注記

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなった。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産が12,796千円減少し、法人税等調整額(借方)が12,796千円増加している。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。